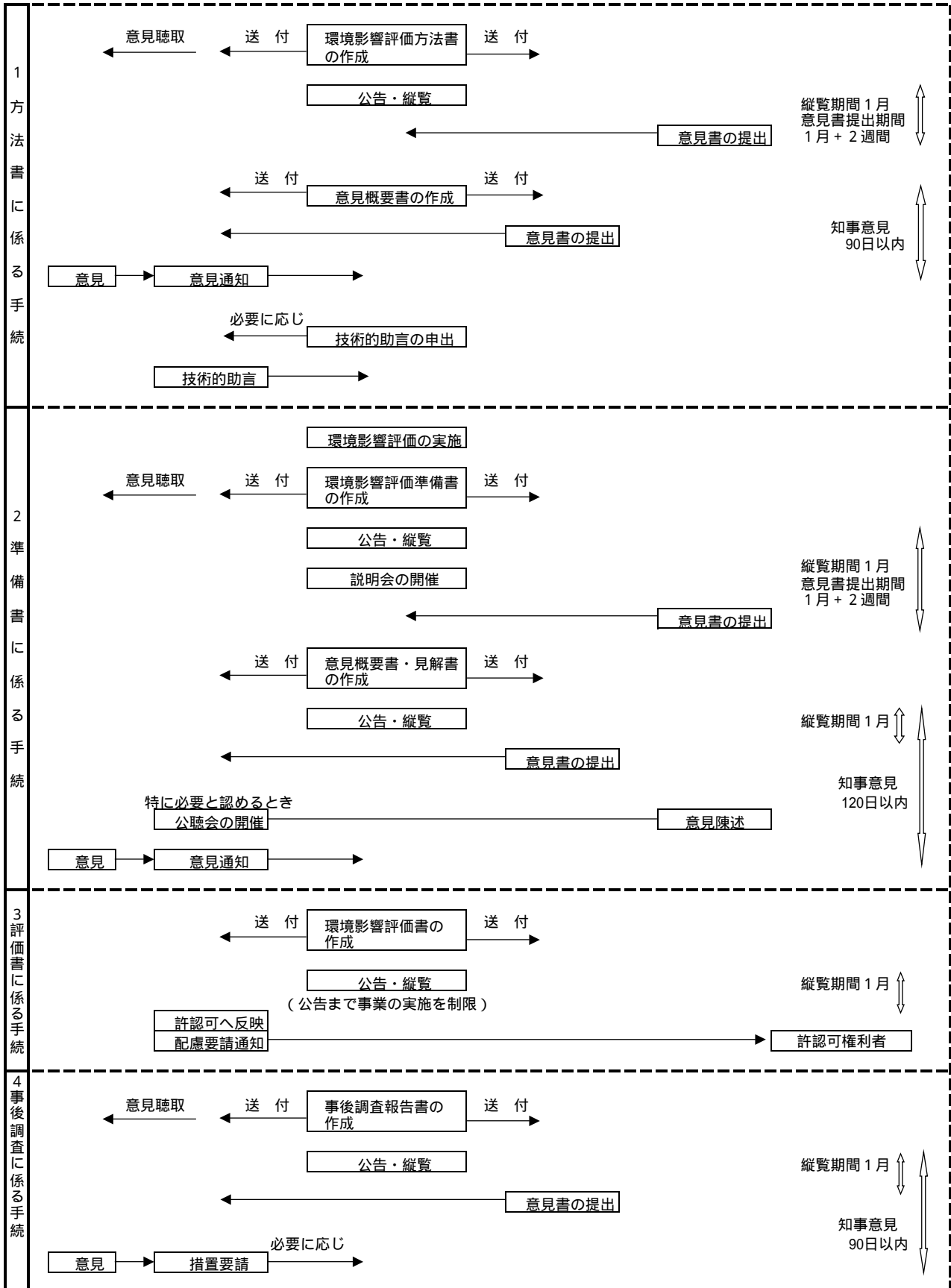


資料 1 - 1 愛媛県環境審議会の法定審議事項

法律等の名称	法律等に基づく審議事項
環境基本法	1 環境の保全に関する基本的な事項等（第 43 条第 1 項）
水質汚濁防止法	1 県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する重要事項（第 21 条第 1 項） (1) 上乘せ排水基準の設定に関する事（法第 3 条第 3 項） (2) 測定計画の作成に関する事（法第 16 条第 1 項） (3) 水質環境基準の水域類型へのあてはめに関する事（政令） (4) 総量削減計画の策定に関する事（法第 4 条の 3 第 1 項） (5) 総量規制基準の設定に関する事（法第 4 条の 5 第 1 項） (6) 生活排水対策重点地域の指定に関する事（法第 14 条の 6 第 1 項）など
大気汚染防止法	1 指定ばい煙総量削減計画の策定及び変更（第 5 条の 3 第 2 項、第 7 項）
公害防止事業費事業者負担法	1 公害防止事業に係る費用負担計画の策定及び変更（第 6 条第 1 項、第 8 条）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	1 廃棄物処理計画の策定（第 5 条の 3）
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	1 農用地土壌汚染対策地域の指定及び解除（第 3 条第 3 項、第 4 条第 2 項） 2 農用地土壌汚染対策計画の申請及び変更の申請（第 5 条第 5 項、第 6 条第 2 項）
ダイオキシン類対策特別措置法	1 ダイオキシン類総量削減計画の策定及び変更（第 11 条第 2 項、第 6 項） 2 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定、区域の変更及び指定の解除（第 29 条第 3 項、第 30 条第 2 項）
愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	1 土砂基準及び水質基準の制定、変更及び廃止（第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項）
自然環境保全法	1 自然環境の保全に関する重要事項（第 51 条第 2 項）
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	1 鳥獣保護事業計画の策定及び変更（第 1 条ノ 2 第 3 項） 2 狩猟鳥獣の捕獲の禁止及び制限（第 1 条ノ 4 第 5 項） 3 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定（第 8 条ノ 8 第 4 項） 4 猟区の維持管理に関する事務の委託（第 14 条第 9 項）
温泉法	1 温泉湧出目的の土地掘削の許可及び不許可（第 3 条第 1 項、第 4 条、第 20 条） 2 土地掘削、増掘及び動力装置の許可の取消し等の命令（第 6 条、第 8 条第 2 項、第 20 条） 3 増掘及び動力装置の許可及び不許可（第 8 条、第 20 条） 4 温泉採取制限命令（第 9 条第 1 項、第 20 条）
愛媛県自然環境保全条例	1 県自然環境保全地域の指定、指定の解除及びその区域の変更（第 18 条第 2 項、第 8 項） 2 保全計画の廃止及び変更（第 18 条第 2 項、第 19 条第 4 項）
愛媛県県立自然公園条例	1 県立自然公園の指定、指定の解除及びその区域の変更（第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項） 2 公園計画及び公園事業の決定、廃止及び変更（第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項）
愛媛県自然海浜保全条例	1 自然海浜保全地区の指定、指定の解除及びその区域の変更（第 3 条第 1 項、第 6 項）
愛媛県立都市公園条例	1 県立都市公園の設置、区域の変更及び廃止（第 2 条第 1 項）

資料 1 - 2 愛媛県環境影響評価条例の手続

審査会 県 事業者 市町村 住民



資料 1 - 3 県自らの温室効果ガス排出削減への取組み結果

(1) 地球温暖化防止実行計画の推進による温室効果ガスの排出削減状況

(単位：トン - CO<sub>2</sub>)

項目 区分	11年度	12年度		13年度		14年度		17年度における 削減目標 (%)
	排出量	排出量	削減率 (%)	排出量	削減率 (%)	排出量	削減率 (%)	
電 気	28,588	28,730	0.5	29,240	2.3	29,703	3.9	4
重 油	16,854	16,154	4.2	13,958	17.2	13,949	17.2	9
都市ガス	5,430	5,293	2.5	5,326	1.9	4,935	9.1	8
灯 油	3,774	3,327	11.8	3,223	14.6	3,120	17.3	9
ガソリン	3,584	3,682	2.7	3,791	5.8	3,840	7.1	5
軽 油	2,495	2,495	0.0	2,371	5.0	2,124	14.9	8
液化石油 ガス等	560	553	1.1	537	4.1	311	44.5	10
計	61,284	60,234	1.7	58,446	4.6	57,983	5.4	6.2

(2) 省資源分野における削減状況 (単位 コピー用紙:千枚 上水:千立米 廃棄物:トン)

項 目	11年度	12年度		13年度		14年度		削減目標 (%)
		量	削減率 (%)	量	削減率 (%)	量	削減率 (%)	
コピー用 紙使用量	119,527	124,044	3.8	126,036	5.4	124,056	3.8	10
上水 使用量	1,171	1,168	0.3	1,175	0.3	1,190	1.6	5
廃棄物の 排出量	6,015	5,706	5.1	5,318	11.6	5,477	8.9	20

(3) 環境配慮型製品の導入分野における削減状況

項 目	11年度	12年度	13年度	14年度	導入目標 (%)
コピー用紙に占める再生紙の 割合 (%)	89.0	93.4	96.9	97.2	100
再生紙で発注した印刷物の割 合 (件数) (%)	94.3	95.7	100	100	100
単価契約物品における環境配 慮型物品の占める割合 (%)	61.0	69.0	100	100	70
公用車に占める低公害車等の 割合 (%)	0.3	3.8 (28/744)	5.4 (42/772)	9.0 (69/765)	10

資料 1 - 4 酸性雨調査結果

(一雨全量採取法)

年度	時期	松山市			新居浜市		
		pH	硫酸イオン (mg/リットル)	硝酸イオン (mg/リットル)	pH	硫酸イオン (mg/リットル)	硝酸イオン (mg/リットル)
57	梅雨期	4.8	<3.0	0.6	4.8	3.1	1.4
	秋雨期	4.6	<3.0	1.3	4.9	3.6	2.2
58	梅雨期	4.9	<2.0	0.8	5.5	<2.0	1.3
	秋雨期	4.7	<2.0	0.5	5.6	<2.0	1.3
59	梅雨期	5.1	<2.0	0.6	5.0	<2.0	1.2
	秋雨期	4.7	<2.0	0.9	4.8	<2.0	2.2
60	梅雨期	4.7	<2.0	0.6	4.8	<2.0	1.4
	秋雨期	4.4	2.1	1.6	4.7	<2.0	1.5
61	梅雨期	4.7	<2.0	<0.3	4.5	3.0	2.4
	秋雨期	4.2	2.7	1.4	4.7	<2.0	2.5
62	梅雨期	4.7	<2.0	0.7	4.6	<2.0	3.0
	秋雨期	5.2	<2.0	1.5	5.1	4.2	0.5
63	梅雨期	4.3	3.1	0.5	4.4	<2.0	0.9
	秋雨期	4.2	2.1	1.2	4.5	4.8	3.3
元	梅雨期	4.3	5.2	2.6	4.3	1.6	3.0
	秋雨期	4.6	1.9	0.5	4.5	2.8	1.0

注 梅雨期は6～7月、秋雨期は9～10月の各2降雨以上の分析値の平均値

(ろ過式採取法)

年度	項目	松山市			新居浜市			八幡浜市		
		pH	硫酸イオン (mg/リットル)	硝酸イオン (mg/リットル)	pH	硫酸イオン (mg/リットル)	硝酸イオン (mg/リットル)	pH	硫酸イオン (mg/リットル)	硝酸イオン (mg/リットル)
2		4.4	2.7	1.4	4.6	2.2	1.2	4.8	2.2	0.9
3		4.3	3.3	1.5	4.4	3.5	2.0	4.7	3.9	1.7
4		4.4	3.2	1.4	4.5	3.2	2.0	4.7	4.0	2.2
5		4.7	2.2	1.1	4.6	1.9	1.2	4.9	1.8	0.9
6		4.8	3.8	2.1	4.6	3.1	2.5	5.1	3.2	1.6
7		4.5	2.6	0.9	4.5	2.6	1.7	4.5	3.0	1.6
8		4.5	3.0	1.5	4.4	3.0	2.2	4.7	2.3	1.4
9		4.7	2.8	1.6	4.6	2.6	1.6	5.0	2.5	1.3
10		4.8	2.9	1.8	4.7	2.7	2.1	5.1	2.0	1.3
11		4.8	2.1	1.3	4.7	2.2	2.1	5.1	1.5	1.0
12		5.0	3.3	2.0	4.9	3.9	3.4	5.2	2.1	1.4
13		4.8	2.4	2.0	4.8	3.5	3.6	4.9	2.3	1.8
14		4.7	3.3	2.5	4.7	3.0	3.2	5.1	2.8	2.5

注 1週間降雨分析値の年間平均値